

(趣旨)

第1条 市長は、災害に強いまちづくりの推進として、自主防災組織を育成強化し、市民の安全を確保するため、自主防災組織に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示の定めるところによる。

(対象)

第2条 この交付金の対象となる自主防災組織は、市内の自主防災会及び方面隊とする。

(交付金の使途)

第3条 交付金は、自主防災組織の運営及び訓練等に係る経費以外にこれを使用してはならない。

(交付金の額及び算定)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、市長が別に定める算定方法による。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする自主防災組織は、交付申請書（別紙様式第1号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 自主防災組織表

(実績報告)

第6条 交付金交付の対象事業が完了したときは、実績報告書（別紙様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の写し

(諸帳簿の整理)

第7条 自主防災組織の会計責任者は、交付金に係る諸帳簿を常に整理しなければならない。

(交付金の返還)

第8条 市長は第3条の規定に反し交付金を支出した自主防災組織に対し、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月21日から施行する。